

「世界人権宣言」と 職業訓練

職業能力開発総合大学校 田中 萬年

1948（昭和23）年12月10日に「世界人権宣言」が国連で採択された。そのため昨年は「世界人権宣言」の50周年であった。この宣言を引き合いに出して昨年は障害者問題や被差別者問題が論じられる機会が多かったので、「世界人権宣言」を知らない人はおられないであろう。

ところで、「権利」といえばわが国では堅苦しく思われるが、その英語は“right”であることはどなたもご存知のはずである。上の宣言の英語名は“Universal Declaration of Human Rights”である。すなわち、「世界人権宣言」は「正しい人の道」を説いた宣言と解すべきなのではないだろうか。

その「世界人権宣言」には職業訓練に関係する重要な規定が盛り込まれている。その職業訓練に関する規定は第23条〔労働の権利〕に、

すべて人は、労働し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な労働条件を得、および失業に対する保護を受ける権利を有する。

とされている中にある。つまり「失業に対する保護を受ける権利」を認めている点である。「失業に対する保護」とは、失業者が再就職を容易にすることを保障することであり、そのために職業訓練を受けることを権利として規定していることになる。この失業者に対する職業訓練とは、わが国では公共職業訓練が歴史的に担ってきた重要な役割であった。

ところで、「失業に対する保護」とは失業した労

働者への職業訓練ばかりでなく、「失業を予防するための保護」をも意味するはずである。すなわち、「失業しないための」ということは現在働いている労働者のことであり、その在職労働者が失業しないための職業訓練が権利としてあることになる。このように、失業者・離転職者と、在職労働者に対する職業訓練が労働権として「世界人権宣言」には規定されていると考えることができる。

残念ながらこのような考え方についてはわが国ではこれまでほとんど論じられてこなかった。かつて昭和30年代から40年代にかけて華々しく論じられた「職業訓練を受ける労働者の権利」としての議論にもなぜか引用・紹介されず、人権と職業訓練の間には全く関係がないような認識がわが国では醸成されてきた。わが国でこの問題が論じられてこなかった1つの理由として、職業訓練において技術・技能を指導し、学ぶという営みが学校の教育方法の形態ときわめて類似しているからではないだろうか。このことが、わが国では職業訓練は教育を受けることの一環として考える根拠となったのではないだろうか。つまり、職業訓練を教育の論理から考えていたために、「教育を受ける権利」論の中で考えられてきたからだと思われる。確かにわが国では「教育を受ける権利」論は活発だった。その陰で、職業訓練への国際的な理解がわが国では注目されなかったように思われる。そして同時に職業訓練にはさまざまな形態があることを見過ごしてきた。例えば、形態の異なる徒弟制度をわが国では職業訓練の公的制度として認めていないが、このような国は世界ではほとんどないようだ。

「世界人権宣言」の第26条〔教育への権利〕は……技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、……

と規定されている。つまり、技術教育や職業教育は社会において利用可能な教育でなければならないことが強調されている。この教育に関する考え方もわが国の一般的なとらえ方とは異なっているのではなかろうか。

上の「世界人権宣言」の文化的な側面をより詳しく論じた規程に「経済的、社会的及び文化的権利に

関する国際規約（国際人権規約A規約）」がある。その第6条「労働の権利」の2は、

この規約の締結国が1の権利の完全な実現を達成するためとる措置には、個人に対して基本的な政治的及び経済的自由を保障する条件の下で着実な経済的、社会的及び文化的発展を実現し並びに完全かつ生産的な雇用を達成するための技術及び職業の指導及び訓練に関する計画、政策及び方法を含む。

としている。ここでは明確に人間の「経済的、社会的、文化的権利」として「生産的な雇用を達成するために」「職業の……訓練」が規定されている。

そして第13条「教育についての権利」2(b)では、

種々の形態の中等教育（技術的及び職業的中等教育を含む）は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の斬新的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。

としている。このように先の「世界人権宣言」と基本的に変わらない規定となっている。

これらの国連決議で共通する重要な点は、いずれも教育権よりも先に労働権を規定し、労働権の重要性を明確にしていることである。すなわち、職業訓練への権利を含む労働権は、明らかに教育への権利よりも上位に位置づいている。これが国際的な労働と教育との関係である。国際規約では生存権を保障するために労働権があり、労働権を具体化するために学習権が位置づけられているということになる。

条文の順序が重要であることについては、日本教育学会前会長の堀尾輝久氏が、日本国憲法の第25条の生存権と第26条の教育権との順序を例として指摘している。つまり教育権は生存権を保障するための人権であることを述べている。しかし、わが国の憲法では第27条が勤労権であるため、順序からいうと「世界人権宣言」とは逆になっている。このため、堀尾氏も日本の憲法の実態から、教育が労働を保障する活動とは言っていない。このように職業訓練を含む人権である労働権が教育権と関係ないような理解がわが国で一般化しているのではないだろうか。最近の中央教育課程審議会が「生きる力を育む教育」

といいながら、職業や労働を主張しない理解もこのような延長線に自然に出てくるのであろう。

しかし国際規約にみたように、人権の立場（人間としての正しい生き方）からは、明らかに労働権の保障のために教育がある、ととらえられている。その労働権の中には職業訓練権が含まれているのであり、そのため職業訓練の保障のために「教育」があることになる。このように、わが国の教育観（あるいは職業訓練観）は国際的な理解とは逆転していることがわかる。そのため、ILOが1939年に採択した「職業訓練に関する勧告」が、

(a)「職業訓練」と称するのは、技術的又は職業的知識を習得し又は向上させることができるすべての訓練方法をいい、訓練が学校において施されると作業場において施されるとを問わない。

(b)「技術及び職業教育」と称するのは、職業訓練のために学校において施されるすべての程度の理論的及び実地的教育をいう。

と定義していたことは、長く日本人には理解しづらかったのではないだろうか。「職業訓練」は学校でやってもよい、技術教育や職業教育は「職業訓練」のために学校で行う教育活動である、という理解は日本人にはできなかったのではなからうか。

このILOの定義は、ユネスコが1962年12月に採択した「技術・職業教育に関する勧告」の「範囲及び定義」において、

この勧告は、工業、農業、商業およびこれに関連する業務の分野で、職業的訓練を与えるために学校またはその他の教育機関で提供されるすべての形態の教育に適用される。

と述べていたことと符合する。ILOとユネスコの職業訓練に対する理解に差はないのである。

「職業訓練」はこれからの社会でますます重要になってくると思われる。残念ながら職業訓練の意義を論じることについては、わが国では実態に比べて軽んじられていた。わが国における職業訓練に対する誤解を解くために「職業訓練」への正しい理解が求められている。職業訓練とは、労働者になろうとしている人に働くための正しい道を保障することである、と考えるべきであることを。